

原野谷川非出資漁業協同組合  
内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、原野谷川非出資漁業協同組合が免許を受けた第5種共同漁業権内共第19号に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、にじます）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法、規模等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 漁業の名	イ 漁業の方法	ウ 総数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	友釣 (ルアー使用可 ただし、のべ竿を使用 のこと)	かけ針2段 いかり針4 本以内	組合が指定す る繁殖保護淵 を除く全区域	6月1日以後で 組合が定め公示 する日から12月 31日
	流し毛針釣			
	ドブ釣			
あまご漁業	餌釣			3月1日 ～ 10月31日
	フライ釣 和式毛針釣(テンカラ) 流し毛針釣 ルアー釣 餌釣			1月1日 ～ 12月31日
	フライ釣 和式毛針釣(テンカラ) 流し毛針釣 ルアー釣 餌釣			

(冬季にじますキャッチアンドリリース区の設置)

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に区域において、イ欄の期間中は、ウ欄に掲げる魚種の遊漁のみ行うことができ、エ欄の遊漁の方法及びオ欄の規模の範囲内でなければこれを行ってはならない。また、ここで採捕した魚は、その場で再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁業の名	エ 漁業の方法	オ 総数又は規模
原野谷ダム流れ込み(萩間橋の下流 1km)から上流、笠掛堰堤まで(冬季にじますキャッチアンドリリース区)	11月1日から 2月末日まで	にじます漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣	ルアーはシングルフックで2本まで フライ・テンカラはシングルフックで2本まで及び返しのないものか返しをつぶしたものとす

(あまごキャッチアンドリリース区の設置)

3 本条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に区域において、イ欄の期間中は、ウ欄に掲げる魚種の漁業のみ行うことができ、エ欄の漁業の方法及びオ欄の規模の範囲内でなければこれを行ってはならない。また、ここで採捕した魚は、その場で再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁業の名称	エ 漁業の方法	オ 総数又は規模
ならここキャンプ場堰堤から上流	3月1日から 10月末日まで	あまご漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣	ルアーはシングルフックで2本まで フライ・テンカラはシングルフックで2本まで及び返しのないものか返しをつぶしたものとす

注1 本条第1項に云う繁殖保護淵は毎年河川水流変動のため、繁殖淵が移動するので、その都度組合理事会において協議し指定する。

2 繁殖保護淵は次の地域に各1か所ずつ置く。

和田岡地域	1か所
平島地域	1か所
大和田地域	1か所
萩間地域	1か所
居尻地域	1か所
泉地域	1か所
倉真地域	1か所

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	7cm以下
あまご	12cm以下
にじます	12cm以下

(釣大会等のための遊魚の制限)

第5条 組合が釣大会等を開催又は設定するため、一定期間、一定区域における遊魚を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までに公示しなければならない。

3 前項の公示は、静岡新聞、郷土新聞（及び総合の掲示場）に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別紙様式(1)の遊漁証(以下「遊漁証」という。)を交付する。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁証は、他人に貸与、譲渡してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは遊漁証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、次に掲げる区域における川底を攪拌してはならない。
  - ア 原野谷川萩間橋上下流それぞれ50mに至る区域内
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示にしたがわなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別紙様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又はその後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、令和3年9月15日から施行する。

様式 (1)

遊 漁 証

(表)

遊 漁 証		No.
下記のとおり遊漁を承認する。 記		
遊漁者	住所	
〃	氏名	
		(年齢)
承認期間		
漁具漁法		
魚種		
発行日	年 月 日	
発 行 者	原野谷川(非)漁業協同組合	
	扱者	<input checked="" type="checkbox"/>

(裏)

注 意 事 項	
1	遊漁する者は、本証を携帯すること。
2	本証は、他人に貸与譲渡してはならない。
3	漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
4	組合印、扱者印のないものは無効である。
5	遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
6	組合が定めた繁殖保護のための遊漁禁止区域においては遊漁はできない。

様式(2)

漁場監視員証

(表)

写 割印 真	No.
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名 住所	(年齢)
有効期間 発行日 発行者	原野谷川非出資漁業協同組合 <input checked="" type="checkbox"/>

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視の場合は、本証を携帯すること。
2 遊漁証の提示を求める際は、本証を提示すること。
3 組合印のないものは、無効である。
4 漁場監視の場合は、監視員腕章をつける。